# 政　令

ギャンブル等依存症対策基本法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百八十五号**

ギャンブル等依存症対策基本法の施行期日を定める政令

内閣は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

ギャンブル等依存症対策基本法の施行期日は、平成三十年十月五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

---

ギャンブル等依存症対策推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百八十六号**

ギャンブル等依存症対策推進本部令

内閣は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期）

**第一条**　ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長）

**第二条**　関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、関係者会議を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

**第三条**　関係者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　関係者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（ギャンブル等依存症対策推進本部の運営）

**第四条**　この政令に定めるもののほか、ギャンブル等依存症対策推進本部の運営に関し必要な事項は、ギャンブル等依存症対策推進本部長がギャンブル等依存症対策推進本部に諮って定める。

**附　則**

この政令は、ギャンブル等依存症対策基本法の施行の日（平成三十年十月五日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百八十七号**

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改める。

第二条第一項中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条第二項中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改める。

第三条第二項中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の施行に関する事務の総括に関すること。

第四条中第七号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

第四条第十三号を同条第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における国際理解教育（以下この条及び第二十六条において単に「国際理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十二　学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の六に規定する学校運営協議会をいう。）その他の学校の運営に関する学校と地域住民その他の関係者との連携及び協力に関する制度（第三十条第八号において「学校運営協議会等」という。）に関すること。